（前のページより続き）

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令第三条第一項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第二十一条第二号、第二十二条、第二十六条第三項、附則第十二条及び附則第十三条第二項の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する件（同六六）　一七六
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる同法施行規則附則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第三条第二項の規定に基づき、平成二十九年度以降の経済産業大臣が定める量を定める件（同六七）
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件
（**経済産業・環境**三）　一七九
○国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**二五八）　一八〇
○国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の全部を改正する件
（**同**二五九）　一八一
○航行援助施設利用料に関する告示の一部を改正する件（**同**二六〇）　一八三
○航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件（**同**二六一）　一八四
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（**同**二六二）　一八四
○低騒音型建設機械の指定に関する件（**同**二六三）　一八五
○低振動型建設機械の指定に関する件（**同**二六四）　一八七
○道路に関する件
（**東北地方整備局**一〇三～一一〇）　一八八
○道路に関する件
（**関東地方整備局**一〇二、一一二）　一八八
○都市計画に関する件
（**同**一〇三～一一一）　一九〇
○道路に関する件
（**北陸地方整備局**二八～三一）　一九一
○道路に関する件
（**中国地方整備局**二七～三〇）　一九二
○道路に関する件
（**九州地方整備局**八八、八九、九二、九三）　一九二
○高速道路に関する件（**同**九〇、九一）　一九二
○道路に関する件
（**北海道開発局**七四～七七）　一九三

〔公　告〕

諸　事　項
裁判所
破産、免責、再生関係　一九四
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事完了・工事一部完了、特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任関係　二三六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二三三
会社その他　二三四
会社決算公告　二三五

府　令

○内閣府令第十号

家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百九十号）別表の規定に基づき、家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令

家庭用品品質表示法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号を削る。

第一条第二項に次の一号を加える。

三　帽子（令別表第一号(一)に定める糸を表生地の全部又は一部に使用して製造したものに限る。）

第一条第八項各号を次のように改める。

一　合成ゴムを製品の全部又は一部に使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具（合成ゴムをパッキン又は滑り止めのみに使用して製造したものを除く。）

二　強化ガラスを製品の全部又は一部に使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具

三　ほうけい酸ガラスを製品の全部又は一部に使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具

四　漆又はカシュー樹脂塗料等を塗った食事用、食卓用又は台所用の器具（木製のもの及び合成樹脂製のものに限る。）

第一条第九項に次の一号を加える。

三　内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用した魔法瓶であって、卓上用のもの

第一条第十二項第二号中「五〇ミリメートル」を「五十ミリメートル」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条第二項の改正規定、同条第八項の改正規定及び同条第九項の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　前項ただし書の規定にかかわらず、この府令による改正後の家庭用品品質表示法施行規則第一条第二項第三号、同条第八項第一号及び同条第九項第三号に掲げる家庭用品のうち、平成三十年三月三十一日までの間に家庭用品の品質に関する表示が行われたものについては、家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項の規定に基づき定められた事項を表示しないことができる。